

第5章

介護保険料の算出

第5章 介護保険料の算出

1 第1号被保険者の保険料の考え方

(1) 給付と負担の関係

65歳以上の第1号被保険者の保険料は、市町村ごとに決められ、その額は市町村の被保険者が利用する介護サービスの量を反映した金額になります。

保険料は、計画期間中のサービス利用見込量に応じたものとなり、その結果、サービスの利用量が増えれば保険料は上がり、利用量が減れば下がることになります。

(2) 第1号被保険者の負担割合の変更

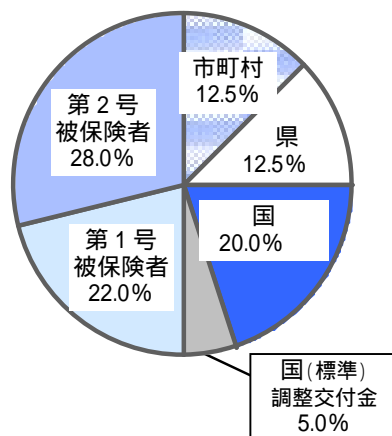
保険から支払われる標準給付費見込み額については、その半分を国、広島県及び本町が公費で負担し、残り半分を第1号被保険者保険料（65歳以上の人）と第2号被保険者保険料（40歳から64歳までの人）で負担します。

平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者の負担割合は21%でしたが、平成27年度から22%と負担割合が増加します。

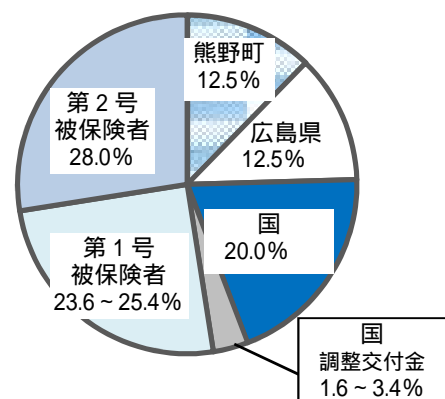
また、地域支援事業費についても第1号被保険者が22%を負担することとなります。

なお、この第1号被保険者負担割合については、市町村ごとに後期高齢者加入割合補正係数、所得段階別加入割合補正係数によって調整されます。

[図] 介護保険事業の財源構成



[図] 熊野町の介護保険事業の財源構成



第1号被保険者負担割合 = 22% × 後期高齢者加入割合補正係数 × 所得段階別加入割合補正係数

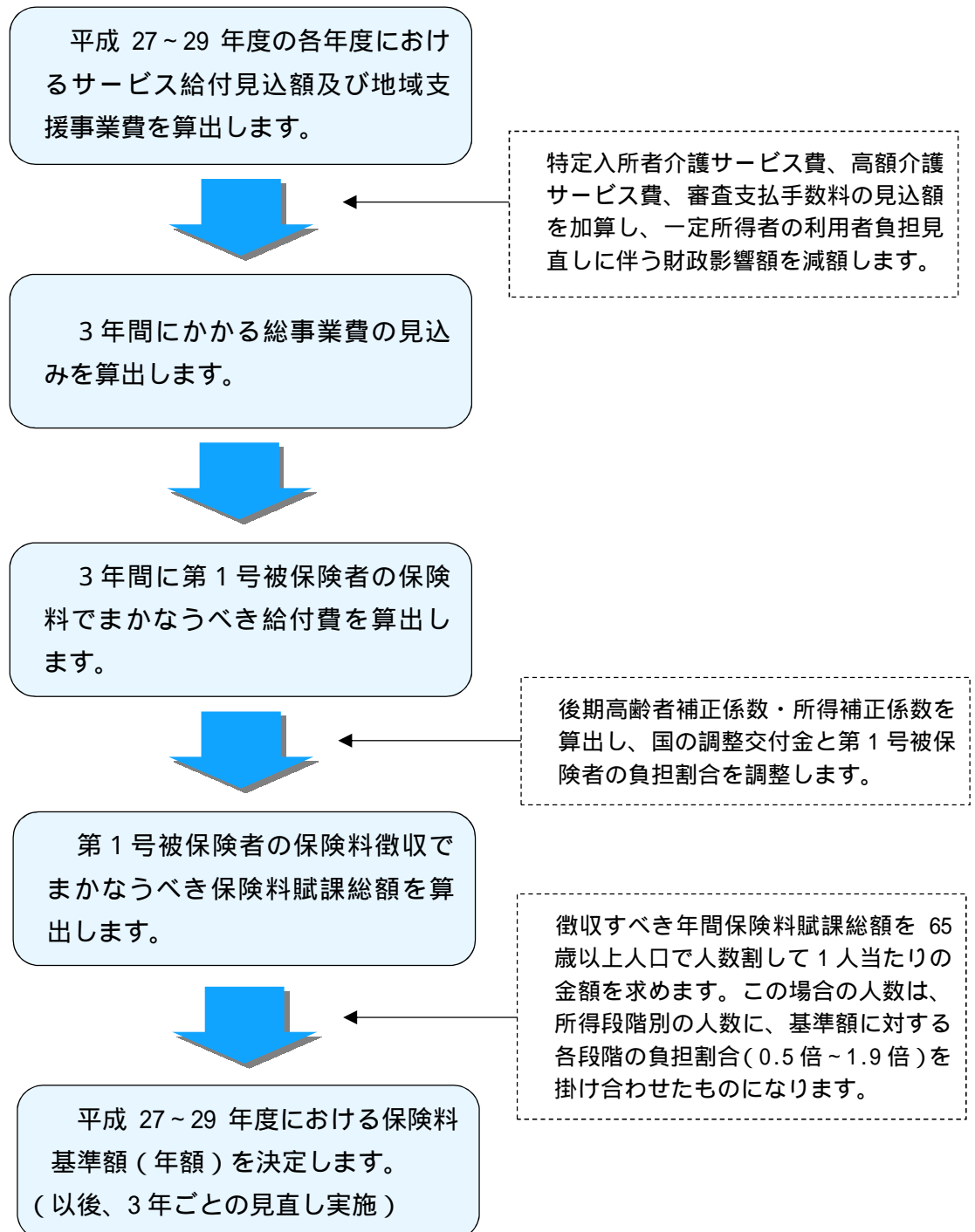
施設利用分は県 17.5%、国 15.0%の財源構成となります。

2 介護保険料の算出

(1) 算出方法

平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間にかかる総費用を基準として、保険料の算出を行います。

[図] 介護保険料算出フロー



(2) 標準給付費の見込み

総給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加算して標準給付費を算出します。平成27～29年度における標準給付費の見込み額は、次のようになります。

[表] 標準給付費の見込み額

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 合 計 |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 総給付費(円)* | 1,884,745,000円 | 2,147,594,000円 | 2,394,015,000円 | 6,426,354,000円 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額(円) | 81,883,000円 | 78,750,000円 | 83,082,000円 | 243,715,000円 |
| 高額介護サービス費等給付額(円) | 29,096,000円 | 30,551,000円 | 32,079,000円 | 91,726,000円 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額(円) | 2,435,000円 | 2,557,000円 | 2,685,000円 | 7,677,000円 |
| 審査支払手数料(円) | 1,429,000円 | 1,544,000円 | 1,667,000円 | 4,640,000円 |
| 標準給付費見込額(円) | 1,999,588,000円 | 2,260,996,000円 | 2,513,528,000円 | 6,774,112,000円 |

* 総給付費は、一定所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を反映したものです。

(3) 地域支援事業費の見込み

[1] 地域支援事業の構成

地域支援事業の構成は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業 任意事業に大別されます。

【地域支援事業】

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

- ・介護予防・生活支援サービス事業
- ・一般介護予防事業

包括的支援事業

- ・地域ケア会議の充実
- ・在宅医療・介護の連携推進
- ・認知症施策の推進
- ・生活支援サービスの基盤整備

任意事業

- ・介護給付適正化事業
- ・介護者への支援 など

[2] 地域支援事業費の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業費については、平成 28 年度からの実施を踏まえ、包括的支援事業費、任意事業費については、在宅医療と介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援サービスの充実強化などの取組にかかる費用を国が定めた上限額等を勘案しながら見込みます。

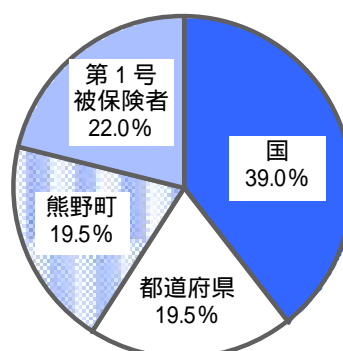
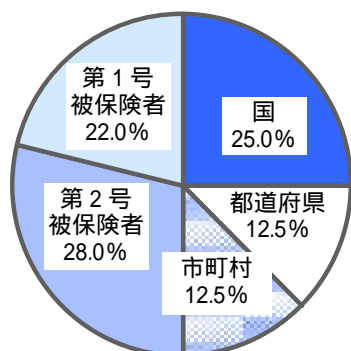
[表] 地域支援事業費の見込み額

| 区 分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 合 計 |
|------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 地域支援事業費(円) | 55,474,000 円 | 75,158,000 円 | 112,921,000 円 | 243,553,000 円 |

[図] 地域支援事業の財源構成

介護予防事業

包括的支援事業及び任意事業



(4) 第1号被保険者の保険料基準額

第1号被保険者の保険料基準額は、基本的に次の式で算出されます。

$$\begin{aligned} \text{保険料基準額} = & ((\text{標準給付費見込額} + \text{地域支援事業費}) \times \text{第1号被保険者負担割合} \\ & + \text{調整交付金差額}(\text{調整交付金相当額} 5\% - \text{調整交付金見込額}) + \text{財政安定化基金拠出金} - \text{準備基金取崩額}) \\ & \div \text{予定保険料収納率} \div 3 \text{年間の所得段階補正高齢者合計数} \end{aligned}$$

| | | |
|------------|-------|--|
| 財政安定化基金拠出率 | 0.0% | 予定していた保険料収納率を下回る、予想を上回って給付費の増大が生じるなどを理由として財源不足が生じる場合に、介護保険財政に生じる赤字、またはこの赤字を埋めるための一般会計からの繰り入れを回避させ、保険財政の安定化を図ることを目的として、必要な資金の交付や貸付を行うため、「財政安定化基金」が設置されています。 なお、本計画期間の保険者からの拠出はありません。 |
| 予定保険料収納率 | 98.9% | 第1号被保険者保険料の収納率の予測。 |

[表] 第1号被保険者の保険料算定

| 区 分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 3 年間計 |
|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 標準給付費(円) | 1,999,588,049 円 | 2,260,995,988 円 | 2,513,528,158 円 | 6,774,112,195 円 |
| 地域支援事業費(円) | 55,474,000 円 | 75,158,000 円 | 112,921,000 円 | 243,553,000 円 |
| 第1号被保険者負担額(円)(+) × 22% | 452,113,651 円 | 513,953,877 円 | 577,818,815 円 | 1,543,886,343 円 |
| 調整交付金相当額(円) × 5% | 99,979,403 円 | 113,049,799 円 | 125,676,408 円 | 338,705,610 円 |
| 調整交付金見込額(円) | 32,593,000 円 | 60,595,000 円 | 86,968,000 円 | 180,156,000 円 |
| 調整交付金との差額 - | 67,386,403 円 | 52,454,799 円 | 38,708,408 円 | 158,549,610 円 |
| 準備基金取崩金 | | | | 0 円 |
| 第1号被保険者保険料収納必要額(円) + | | | | 1,702,435,953 円 |
| 予定保険料収納率(%) | | | | 98.9% |
| 所得段階別補正後第1号被保険者数(人) | 8,274 人 | 8,414 人 | 8,494 人 | 25,183 人 |
| 第6期第1号被保険者保険料基準年額 ÷ ÷ | | | | 68,355 円 |

[表] 所得段階別第1号被保険者の保険料

| 第6期計画 所得段階 | 区 分 | 保険料率 | 保険料年額 |
|----------------|---|-------------------------|------------------------|
| 第1段階 | ・生活保護を受給している、または老齢福祉年金を受けており、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人 | 基準額 × 0.50 (0.45) | 34,177 円 (30,759 円) |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下の人 | 基準額 × 0.75 | 51,266 円 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超の人 | 基準額 × 0.75 | 51,266 円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者があり、本人の年金収入額及び合計所得金額の合計が年間80万円以下の人 | 基準額 × 0.85 | 58,101 円 |
| 第5段階 保険料基準額 | 本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者があり、本人の年金収入額及び合計所得金額の合計が年間80万円超の人 | 基準額 × 1.00 | 68,355 円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人 | 基準額 × 1.15 | 78,608 円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の人 | 基準額 × 1.30 | 88,861 円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人 | 基準額 × 1.50 | 102,532 円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の人 | 基準額 × 1.70 | 116,203 円 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の人 | 基準額 × 1.90 | 129,874 円 |

()内は、平成27年度から公費を投じて行う保険料軽減措置後の割合及び保険料年額

